

ハローワーク

9 月 内 容

REPORT

ハローワークレポート

9月の有効求人倍率は1.27倍となり、前年同月比0.09ポイント上回った。
 (3か月連続で前年同月を上回った。)
 新規求職申込件数は前年同月比4.0%増加し、月間有効求職者数は11.5%減少した。
 また、新規求人数は前年同月比0.8%減少し、月間有効求人数は5.1%減少した。

(注) ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和3年9月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。

【有効求人倍率の推移】

(単位:倍、ポイント)

区 分		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
釧路	6年度	1.10 (▲0.01)	1.09 (0.02)	1.09 (▲0.03)	1.21 (0.01)	1.24 (0.04)	1.27 (0.09)						
	5年度	1.11 (▲0.17)	1.07 (▲0.21)	1.12 (▲0.24)	1.20 (▲0.26)	1.20 (▲0.25)	1.18 (▲0.30)	1.25 (▲0.25)	1.30 (▲0.24)	1.40 (▲0.19)	1.27 (▲0.27)	1.27 (▲0.17)	1.26 (▲0.02)
北海道	6年度	0.91 (▲0.06)	0.89 (▲0.06)	0.88 (▲0.09)	0.93 (▲0.07)	0.94 (▲0.07)	0.97 (▲0.04)						
	5年度	0.97 (▲0.03)	0.95 (▲0.05)	0.97 (▲0.07)	1.00 (▲0.10)	1.01 (▲0.11)	1.01 (▲0.15)	1.02 (▲0.14)	1.04 (▲0.15)	1.04 (▲0.13)	1.00 (▲0.11)	1.00 (▲0.08)	0.99 (▲0.06)
全 国	6年度	1.08 (▲0.05)	1.05 (▲0.05)	1.06 (▲0.06)	1.11 (▲0.04)	1.13 (▲0.04)	1.14 (▲0.04)						
	5年度	1.13 (0.07)	1.10 (0.04)	1.12 (0.03)	1.15 (0.00)	1.17 (▲0.01)	1.18 (▲0.02)	1.19 (▲0.04)	1.20 (▲0.07)	1.23 (▲0.08)	1.21 (▲0.08)	1.20 (▲0.07)	1.17 (▲0.05)

(注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
 2. 下段()内は、対前年増減

【一般職業紹介状況】

(単位:人、%、倍、ポイント)

区 分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
A 新規求職申込件数	674	648	4.0	4,270	4,521	▲ 5.6
B 月間有効求職者数	2,676	3,025	▲ 11.5	17,384	18,553	▲ 6.3
C 新規求人数	1,181	1,191	▲ 0.8	6,955	7,479	▲ 7.0
D 月間有効求人数	3,391	3,572	▲ 5.1	20,199	21,234	▲ 4.9
E 紹介件数	467	552	▲ 15.4	2,879	3,148	▲ 8.5
F 就職件数	156	219	▲ 28.8	1,205	1,274	▲ 5.4
G 月間有効求人倍率(D/B)	1.27	1.18	0.09	1.16	1.14	0.02

(注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【新規求人数の産業別状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
産業計	1,181	1,191	▲ 0.8	6,955	7,479	▲ 7.0
A B 農・林・漁業	15	11	36.4	78	97	▲ 19.6
C 鉱業、採石業	2	5	▲ 60.0	18	19	▲ 5.3
D 建設業	155	157	▲ 1.3	980	912	7.5
E 製造業	104	58	79.3	531	521	1.9
09食料品製造業	81	38	113.2	329	313	5.1
12木材・木製品製造業	4	2	100.0	30	28	7.1
G 情報通信業	12	23	▲ 47.8	59	83	▲ 28.9
H 運輸業、郵便業	75	87	(▲ 13.8)	414	456	(▲ 9.2)
I 卸売・小売業	144	125	(15.2)	675	776	(▲ 13.0)
56～61小売業	118	111	(6.3)	578	689	(▲ 16.1)
M 宿泊業、飲食サービス業	96	63	52.4	544	367	48.2
76飲食業	53	29	82.8	254	171	48.5
P 医療・福祉	396	430	(▲ 7.9)	2,445	2,774	(▲ 11.9)
83医療業	131	156	(▲ 16.0)	877	1,037	(▲ 15.4)
85社会保険・社会福祉・介護事業	264	273	(▲ 3.3)	1,562	1,733	(▲ 9.9)
R サービス業(他に分類されないもの)	68	95	(▲ 28.4)	524	644	(▲ 18.6)

- (注) 1. 新規学卒を除き、パートを含む常用
 2. 令和6年4月以降については令和5年7月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分、令和6年3月以前については平成25年10月改定の「日本標準産業分類」に基づく区分。
 3. 対前年同月比については、産業分類改定による影響のある産業について()で示している。

【新規求職者の年齢別等状況】

(単位:人、%)

区 分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	674	648	4.0	4,270	4,521	▲ 5.6
44歳以下	274	310	▲ 11.6	1,744	1,964	▲ 11.2
29歳以下	110	137	▲ 19.7	731	886	▲ 17.5
45歳以上	400	338	18.3	2,526	2,557	▲ 1.2
55歳以上	242	217	11.5	1,639	1,617	1.4
新規求職者のうち離職者	439	383	14.6	2,714	2,867	▲ 5.3
事業主都合離職者	125	69	81.2	742	708	4.8

- (注) 新規学卒を除き、パートを含む常用

【雇用保険取扱状況】

(単位:人、千円、%)

区 分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比		
適用事業所数	4,322	4,449	▲ 2.9	-	-	-		
資格取得者数(全数)	712	738	▲ 3.5	6,903	6,899	0.1		
一般被保険者	615	643	▲ 4.4	5,101	5,011	1.8		
高年齢被保険者	45	46	▲ 2.2	465	410	13.4		
短期特例被保険者	52	49	6.1	1,337	1,478	▲ 9.5		
資格喪失者数(全数)	717	719	▲ 0.3	5,545	5,447	1.8		
一般被保険者	628	605	3.8	4,544	4,492	1.2		
うち事業主都合	73	29	151.7	288	253	13.8		
高年齢被保険者	78	85	▲ 8.2	795	756	5.2		
短期特例被保険者	11	29	▲ 62.1	206	199	3.5		
被保険者数(全数)	55,513	56,316	▲ 1.4	-	-	-		
一般被保険者	47,650	48,605	▲ 2.0	-	-	-		
高年齢被保険者	6,565	6,288	4.4	-	-	-		
短期特例被保険者	1,298	1,423	▲ 8.8	-	-	-		
求職者給付	基本手当 (基本分)	受給資格決定件数	228	204	11.8	1,416	1,459	▲ 2.9
		受給者実人員	827	885	▲ 6.6	5,099	5,129	▲ 0.6
		支給金額	98,436	102,453	▲ 3.9	611,607	610,784	0.1
	短期特例一時金受給者数	1	0	-	405	440	▲ 8.0	
	高年齢給付受給者数	48	47	2.1	519	501	3.6	
	再就職手当	支給人員	69	36	91.7	379	324	17.0
支給金額		28,887	14,753	95.8	152,757	130,459	17.1	

- (注) 1 適用事業所数、被保険者数は各月末現在。 2 H29,1,1から65歳以上の方が高年齢被保険者として適用拡大。

【高齢者職業紹介状況】

(単位:人、%)

区分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	242	217	11.5	1,639	1,617	1.4
60～64歳	69	56	23.2	463	470	▲1.5
65歳以上	96	93	3.2	813	751	8.3
月間有効求職者数	985	1,071	▲8.0	6,622	6,718	▲1.4
60～64歳	352	409	▲13.9	2,167	2,382	▲9.0
65歳以上	355	337	5.3	2,760	2,569	7.4
紹介件数	129	158	▲18.4	881	883	▲0.2
60～64歳	33	52	▲36.5	273	306	▲10.8
65歳以上	40	45	▲11.1	324	249	30.1
就職件数	47	67	▲29.9	352	355	▲0.8
60～64歳	12	21	▲42.9	119	123	▲3.3
65歳以上	15	27	▲44.4	123	121	1.7

(注) 高齢者:55歳以上、パートを含む常用

【障害者職業紹介登録状況】

(単位:人、%)

区分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	92	38	142.1	312	303	3.0
紹介件数	40	34	17.6	176	211	▲16.6
就職件数	14	21	▲33.3	115	132	▲12.9

9月 末現在 登録者数	合 計				
	計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
	1,948	529	618	672	129
有効求職者	193	58	41	83	11
就業者	1,490	406	507	477	100
保留中の者	265	65	70	112	18

【パートタイム職業紹介状況】

(単位:人、%、ポイント)

区分	令和6年 9月	令和5年 9月	増減比	令和6 年度累計	前年同期	増減比
新規求職申込件数	273	225	21.3	1,746	1,817	▲3.9
月間有効求職者数	1,120	1,174	▲4.6	7,107	7,467	▲4.8
新規求人数	386	316	22.2	2,135	2,166	▲1.4
月間有効求人数	1,047	1,005	4.2	6,072	6,033	0.6
紹介件数	169	164	3.0	1,011	925	9.3
就職件数	65	75	▲13.3	462	478	▲3.3
月間有効求人倍率	0.93	0.86	0.07	0.85	0.81	0.04

(注) 常用的パート

【完全失業率の推移】

区分	5年					6年							
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
北海道	2.8 (3.1)			2.7 (2.7)			2.4 (2.6)			3.0 (3.2)			
全国	2.6	2.6	2.5	2.5	2.5	2.4	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.7	2.5

1 北海道分は原数値、全国分は季節調整値。

[資料出所:総務省統計局「労働力調査結果」]

2 ()内は前年同期。

道東地域の経済概況

(日銀釧路支店金融経済概況抜粋「10月23日公表」)

道東地域の景気は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

すなわち、公共投資は、持ち直している。設備投資は、高水準で推移している。住宅投資は、弱めの動きとなっている。個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。生産は、下げ止まっている。労働需給は、引き締まっている。

先行きについては、企業の賃金・価格設定行動や人手不足が管内の経済活動全般に及ぼす影響を注視していく。

公共投資は、持ち直している。

公共工事請負金額は、前年を下回った。

設備投資は、高水準で推移している。

道東地域の9月短観における2024年度設備投資計画は、前年を下回っている。

住宅投資は、弱めの動きとなっている。

新設住宅着工戸数は、貸家が前年を上回り、持家、分譲が前年を下回った。

個人消費は、一部に弱めの動きがみられるものの、持ち直している。

主要小売店売上高は、前年を上回った。

耐久消費財をみると、乗用車新車登録台数(含む軽)は、普通・小型乗用車、軽乗用車ともに前年を下回り、全体でも前年を下回った。家電販売は、弱めの動きとなっている。

旅行・観光関連をみると、主要温泉地の宿泊人数は、横ばい圏内の動きとなっている。市内ホテルの宿泊人数は、緩やかに持ち直している。空港乗降客数は、横ばい圏内の動きとなっている。

生産は、下げ止まっている。

主要生産品目別にみると、乳製品は、下げ止まっている。水産加工品は、緩やかに持ち直している。

企業倒産

企業倒産は、倒産件数、負債総額ともに前年を下回った。

雇用失業情勢

(ハローワークくしろ 業務統計9月分)

当月の新規求職申込件数は674人で前年同月比4.0%(26人)増加し、4か月ぶりに前年同月を上回った。月間有効求職者数は2,676人で前年同月比11.5%(349人)減少し、5か月連続で前年同月を下回った。

また、新規求人数は1,181人で前年同月比0.8%(10人)減少し、4か月連続で前年同月を下回った。月間有効求人数は3,391人で前年同月比5.1%(181人)減少し、4か月連続で前年同月を下回った。これにより、月間有効求人倍率は1.27倍となり、3か月連続で前年同月を上回った。

新規求人数を主な産業別でみると、増加となったのは、「農林漁業」36.4%(4人)、「製造業」79.3%(46人)、「卸売業、小売業」15.2%(19人)、「宿泊業、飲食サービス業」52.4%(33人)となった。減少となったのは、「鉱業、採石業」60.0%(3人)、「建設業」1.3%(2人)、「情報通信業」47.8%(11人)、「運輸業、郵便業」13.8%(12人)、「医療、福祉」7.9%(34人)、「サービス業」28.4%(27人)となった。

新規求人の常用・パート別では、前年同月比でみると、常用は795人と9.1%(80人)減少し、パートは386人と22.2%(70人)増加した。これにより、新規求人の中でパートの占める割合は32.7%となり、6.2pの増加となった。

事業主のあたりまえ川柳

ひとりでも
働く職場に
労働保険



— 守る責任。加入する義務。 —

労働保険

労災保険 + 雇用保険

労働保険は、仕事や通勤による傷病等や、失業による休業等の際に、労働者とその家族を守るセーフティーネットとして重要な役割を果たします。事業主は常勤、パート、アルバイトなど、名称や雇用形態に関わらず、一人でも雇ったら従業員を守る責任と、労働保険の成立手続を行う義務があります。



事業主の
あたりまえ川柳
公開中!

電子申請なら24時間、365日いつでも手続可能!口座振替納付も便利

詳しくは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/> 労働保険 特設サイト 🔍 または二次元コードから ▶

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会



事業主の皆さまへ



労働保険の成立手続について

「労働保険」とは、**労災保険**(労働者災害補償保険)と**雇用保険**の総称です。
このリーフレットで、貴事業場について労働保険の**成立手続義務**の有無などをご確認の上、まずは、所轄の都道府県労働局、労働基準監督署、ハローワークへご相談ください。

! 新規開業事業者など、手続経験のない方もお気軽にご相談ください。

労働保険の強制適用事業

常勤、パート、アルバイトなどの名称や雇用形態にかかわらず、**労働者を1人でも雇っている事業**は強制適用事業であり、**成立手続を行う義務**があります。

※5人未満の労働者を使用する個人経営の農林水産の事業の一部については、強制適用事業場から除かれています。
※強制適用事業場以外の事業でも、要件を満たせば労災保険と雇用保険に加入することができます(任意加入制度)。



●労働者とは?

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

●短時間労働者(パート、アルバイト等)について

労災保険は、短時間労働者を含む全ての労働者が対象となります。雇用保険は、一定の条件を満たさない短時間労働者は対象とならないことがあります。

※法人の役員、同居の親族等は一定の場合を除き、労災保険・雇用保険の対象となりません。

成立手続を怠っていると?

1 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働保険の成立手続を行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続を行い、労働保険料等の金額を決定します。その際、労働保険料は手続を行っていなかった過去の期間についても遑って徴収することになり、併せて、追徴金も徴収します。また、労働保険料等や追徴金が納付されない場合には、滞納者の財産について差押え等の処分を行います。

2 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します

政府は、事業主が故意又は重大な過失により労災保険の成立手続を行わない、いわゆる未手続の期間中に生じた労働災害について労災保険給付を行った場合は、労働基準法の規定による災害補償の価額の限度で、保険給付に要した費用に相当する金額の全部又は一部を事業主から徴収します。

3 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金(休業等によって雇用維持を図る事業主に助成)や、特定求職者雇用開発助成金(高齢者や障害者など、就職が特に困難な者を雇い入れる事業主に助成)などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の未納がある場合、受給できない可能性があります。



電子申請での手続、口座振替納付が便利

電子申請での手続をご利用いただくと、行政機関に向くことなく、自宅やオフィスでいつでも申請等の手続を行うことができます。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 電子申請](#) 🔍



労働保険料及び一般拠出金は、口座振替により納付いただくことが可能です。口座振替をご利用いただくためには、口座番号等を記載した申込用紙を、口座を開設している金融機関の窓口にご提出ください。

詳しくはこちら ▶ [労働保険 口座振替納付](#) 🔍

